

預金規定改定の概要

(規定改定の概要)

下線部を追加いたします。

1. (預金の払戻し等)

- (1)この預金を払戻すときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章(または署名・暗証)により記名押印(または署名・暗証記入)してこの通帳とともに提出してください。
- (2)前項の払戻しの手続に加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

2. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1)この通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法により当店に届出てください。
- (2)前項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。
- (3)この預金の通帳または印章を失った場合のこの預金の払戻し、解約または通帳の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (4)届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

3. (印鑑照合等)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

なお、個人の預金者は、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

4. (盗難通帳による払戻し等)

- (1)個人の預金者は、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻し(以下、本条において「当該払戻し」といいます。)については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当行に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - 通帳の盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
 - 当行の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
 - 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2)前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日(ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額に相当する金額(以下「補てん対象額」といいます。)を前条本文にかかわらず補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意無過失であることおよび預金者に過失(重過失を除く)があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3)前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、この通帳が盗取された日(通帳が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。)から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4)第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てんしません。
 - 当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
 - A 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと
 - B 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
 - C 預金者が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと通帳の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乘じまたはこれに付随して行われたこと
- (5)当行が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
- (6)当行が第2項の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金に係る払戻請求権は消滅します。
- (7)当行が第2項の規定により補てんを行ったときは、当行は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

以上

(注)証書式の定期預金等については「通帳」を「証書」と、財形預金については「契約の証」と、それぞれ読み替えるものとします。

(改定対象の預金規定)

- 普通預金規定
- 貯蓄預金規定
- 総合口座取引規定
- 定期預金規定(通帳式・証書式)
 - ・期日指定定期預金規定
 - ・自動継続期日指定定期預金規定
 - ・スーパー定期〔自由金利型定期預金(M)型〕規定(単利型・複利型)
 - ・自動継続スーパー定期〔自由金利型定期預金(M)型〕規定(単利型・複利型)
 - ・自由金利型定期預金規定
 - ・自動継続自由金利型定期預金規定
 - ・変動金利定期預金規定(単利型・複利型)
 - ・自動継続変動金利定期預金規定(単利型・複利型)
 - ・自由引出型定期預金(それいゆ)規定
 - ・自動継続自由引出型定期預金(それいゆ)規定
- 積立定期預金規定
 - ・積立定期預金「ひまわり」規定
 - ・積立定期預金「こども積立」規定
 - ・積立式定期預金「つきがけ」規定
 - ・自動積立定期預金規定(国債定期口座通帳)
- 財形預金規定
 - ・財産形成期日指定定期預金規定
 - ・財産形成積立定期預金規定
 - ・財形年金預金規定
 - ・財形住宅預金規定
- 通知預金規定(通帳式・証書式)
- 譲渡性預金規定
- 外貨預金規定
 - ・外貨普通預金規定
 - ・スーパー外貨定期預金規定
 - ・自由満期型外貨定期預金規定
 - ・外貨定期預金規定(証書式)

上記預金規定をご希望のお客様は、窓口までお申し付けください。

以 上